

令和7年1月20日

各事業所担当者様

OTG健康保険組合

## 医療費控除について

「医療費のお知らせ」は医療費控除の申告手続きに使用可能です。

平成29年分の確定申告から、医療費の領収書の代わりに、『医療費控除の明細書』の提出が可能となりました。

※『医療費控除の明細書』とは、医療費控除申告の際に提出する  
「国が指定する提出書類」です。国税庁ホームページでご確認下さい。

次の通りの取り扱いをご案内しますので、くれぐれもご注意下さい。

注意の1：「医療費のお知らせ」の配付予定日 令和7年1月20日

注意の2：令和6年11月～12月2ヶ月間の診療分の領収書は、確定申告時に添付する。

注意の3：申告時に添付不要でも、領収書は自宅で5年間保存しなければならない。

注意の4：なお令和6年11月～12月2ヶ月間の医療費は令和8年1月発行予定の  
医療費通知にてお知らせします。

注意の1及び2について

受診月の実績が健保に到達するには支払基金経由で最短でも翌々月になります。  
健保到達後、レセプト点検を済ませ、医療費通知の作成までに更に時間を要しますので、  
医療費通知の交付には、受診月の翌月以降3ヶ月半の日数を最低限必要とします。

以上から、令和7年1月20日配付予定の「医療費のお知らせ」記載の受診実績は、  
令和5年11月から令和6年10月まで（12ヶ月分）であることをご理解いただき、  
通知書記載不能分の令和6年11月～12月分2ヶ月分のみ、領収書を準備して  
『医療費控除の明細書』と併せて申告して下さい。

おさらい

- 令和6年1月～10月受診分 → 健保交付の『医療費のお知らせ』
- 令和6年11月～12月2ヶ月受診分 → 領収書

医療費控除の申告に関するご質問等は、健康保険組合ではお答えできませんので、  
国税庁ホームページでご確認いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせ下さい。